

# T. ジョプリンの通貨制度改革論によせて

## ——通貨管理論の展開——

二階堂 達 郎

### 要 旨

T. ジョプリンは、19世紀前半の英国で活躍した通貨および銀行制度の改革者である。彼は、株式銀行の設立に大きな功績を果たすとともに、通貨原理の最初の提唱者でもあった。また、重農主義の立場に基づいて、マクロ経済的な所得循環モデルを提起したことも知られている。彼は、1825年の金融恐慌の経験から、通貨学派の「通貨原理」の構想を固めるとともに、マクロ経済学的な経済分析を前提にして、貨幣需要や通貨流通に対する認識を深めた。また、中央銀行の「最後の貸し手」としての役割の重要性を指摘し、その主張は実際にイングランド銀行の行動に影響を与えた。それから得られた経験と理論は、1840年代の通貨学派と銀行学派との間の通貨論争において、彼が独自の立場をとる伏線となり、また、銀行業における政府の規制や介入、通貨の管理、国家による通貨発行の必要を唱える彼の主張を補強することとなった。

**キーワード：**ジョプリン、通貨原理、小額銀行券、支店銀行制、株式銀行、最後の貸し手

### はじめに

トーマス・ジョプリンは、1820年代初めに『イングランドとスコットランドにおける銀行業の一般的原理と実際についての小論：イングランド銀行の特許状を即時変更する正当性とそのための政策、およびそれを効果的に達成する方法についての所見』<sup>1)</sup>（以下、『銀行論』と称する）と、『政治経済学体系概説：現在の農業の困窮の原因がまったく人為的なものであることを政府と国民に示し、それをいま救済し、将来において類似の弊害の再発を防ぐための通貨管理計画を提案するために書かれた』<sup>2)</sup>（以下、『政治経済学体

系』と称する)を相次いで著し、イングランドの通貨・銀行制度の改革を唱えて、精力的な活動を開始した。この2つの著作は、以後の理論的立場の基礎を築いたという点で、彼の主著と見なすことができる。これらの著作については前稿で取り上げた。

本稿では、1825年の恐慌と1833年の銀行法の制定に至るまでの時期に焦点を当て、この間の通貨と銀行にかかわる諸問題にジョプリンがどのようにかかわり、初期の著作における理論にどのような展開が見られたかを取り上げる。この時期における著述のうち、通貨・銀行論にかかわるものを以下に列挙する。

*To the Honourable the Commons of Great Britain and Ireland in Parliament assembled. The Humble Petition of Thomas Joplin, 1823.*

*'On the General Principles and Present Practice of Banking, in England and Scotland', 1824.*

*Prospectus of a Joint-Stock Banking Company with £ 3,000,000 of Capital, to be established in London, 1824.*

*An Illustration of Mr. Joplin's Views on Currency, and Plan for its Improvement; together with Observations applicable to the Present State of the Money Market; in a Series of Letters, 1825.*

*Views on the Subject of Corn and Currency, 1826.*

*Views on the Corn Bill of 1827, and Other Measures of Government, 1828.*

*Views on the Currency: in which the Connexion between Corn and Currency is shown; the Nature of our System of Currency Explained; and the Merits of the Corn Bill, the Branch Banks, the Extension of the Bank Charter, and the Small Note Act Examined, 1828.*

*An Examination of the Principles of an Improved System of Banking and the Means of Carrying it into Effect, 1830.*

*The Principle of the Personal Liability of the Shareholders in Public Banks Examined, 1830.*

*The Plan of a National Establishment for Country Banking and the Principles by which it is recommended, 1831.*

*To the Honourable the Commons of the United Kingdom of Great Britain and Ireland in Parliament assembled: the Petition of Thomas Joplin, 1832.*

*An Analysis and History of the Currency Question; together with an Account of the Origin and Growth of Joint Stock Banking in England. Comprised in a Brief Memoir of the Writer's Connexion with these Subjects, 1832.*

*A Digest of the Evidence on the Bank Charter taken before the Committee of*

1832, 1833.

*The Advantages of the Proposed National Bank of England, both to Public and its Proprietary, Briefly Explained*, 1833.

本稿では、これらのうち、1825年の *An Illustration of Mr. Joplin's Views on Currency...*、『ジョプリン氏の通貨論の例証と通貨改革の計画；貨幣市場の現状に適用した所見』（以下、『通貨論の例証』と称する）、1828年の *Views on the Currency...*、『通貨論：穀物と通貨の関係についての説明；通貨制度の性質についての説明；および穀物法案、支店銀行、銀行法の延長、および小額銀行券法の利点についての検討』（以下、『通貨論』と称する）、および1832年の *An Analysis and History of the Currency Question...*、『通貨問題の分析と歴史；イングランドにおける株式銀行業の起源と成長、および著者のこの主題とのかかわりについての簡潔な回顧録』（以下、『通貨問題の分析と歴史』と称する）を中心に取り上げる。

『通貨論の例証』は、1823年に『クーリエ』紙へ掲載された手紙を編集した形式をとり、1823年の2つの著作および下院への請願書を解説した内容となっている。『政治経済学体系』では体系的な経済学の原理が展開されているのに対し、『通貨論の例証』では、1819-23年の農業不況が主な論点として取り上げられ、それが農産物の供給過剰ではなく通貨的要因によって引き起こされたという立場から、その原因の解明および対策を中心とする議論が行われている。『通貨論』は、前半で農業不況、産物価格の下落と通貨との関係、1827年の穀物法の評価について述べられ、後半で、通貨と銀行業、1825年の金融恐慌の分析、同恐慌の発生を受けた政府の通貨・銀行制度改革の検討がなされている。同じ1828年の *Views on the Corn Bill of 1827...*は『通貨論』とほぼ同じ内容である。最後の『通貨問題の分析と歴史』は、通貨問題の歴史と分析を試みたもので、1825年恐慌の経験とその後の政府による通貨・銀行制度の改革についての考察を含んだ、この時期におけるもっとも重要な著作である。とくに、1825年恐慌時に『クーリエ』紙へ掲載された記事は、注目すべきものである。

本稿の主題にかかわる、1821年の正貨兌換再開後のイングランドにおける通貨をめぐる主な動きを示しておこう。

1823年、特許状が更新され（10年間）、ロンドンから65マイル以上離れた地方で株式銀行の設立が許可される。

1825年、対南米投機に続いて金融恐慌が発生する。

1826年、3月に銀行券法が制定され、1月に額面が5ポンド未満のイングランド銀行券の発行が禁止され、回収される。5月には、銀行法が制定され、ロンドンから65マイル以遠における株式銀行の発券が許可されるとともに、イングランド銀行の支店の設置が許可される。

1833年、8月に銀行法が制定され、イングランド銀行券が法貨として認められる。また、同行の割引利率の最高限度（5%）の制限が撤廃されるとともに、ロンドンにも株式銀行の設立が認められる。

## 1. 通貨の二重性

『通貨論の例証』では、農業がマクロ経済の主要な要因であり、国民の富や国民所得を決定する要因であること、穀物価格が国内経済の安定にとって重要であることなど、重農主義的な見地を維持しながら『政治経済学体系』で示されたマクロ経済学的な視点を前提とした主張がなされている。しかし、所得循環モデル自体についての理論的な展開は見られない。

ジョプリンは、通貨問題にかんしては、『政治経済学体系』の中で、通貨価値および穀物価格の不安定性は、当時の通貨制度の下で生じていた貨幣流通の二重性によってもたらされていると主張していた。つまり、通貨流通が、資本や資産の移転のための「抽象的流通」（金融的流通）と消費財の取引のための「消費的流通」とに分離しており、それらが互いに独立して変動しているというのであった。この場合、抽象的流通はロンドンのイングランド銀行券からなる通貨流通によって、他方、消費的流通は主に地方銀行による通貨流通によって担われているとされていた。そして、国内価格とくに穀物価格を事実上決定していたのが、主に地方における消費的流通であり、これは脆弱な地方銀行に委ねられていて、しかもイングランド銀行は地方流通を調整する力をもたないという問題を抱えているというのであった。

ジョプリンは、『通貨論の例証』では、貨幣価値に「所得または資本としての価値（または利子価値）」と「通貨としての価値（または交換価値）」という2種類の新しい概念を用いて以下のような説明を付け加えている。<sup>3)</sup>

資本（または所得）としての貨幣は、貨幣の貸借がなされる貨幣市場における価値であり、利子率によって確認される。この貨幣は、本来的に商品を代表しており、それを入手することはそれが代表する商品を手に入れることに等しくなければならない。この場合、貨幣を借り入れることは、それが代表する商品を借りること、それに相当する他人の労働を支配することを意味し、貨幣は資本になる前に、所得から節約されねばならない。また、利子は商品によって支払われることになる。他方、通貨としての貨幣は、商品市場における価値であり、価格によって表示される。それは、商品の価値が測られる手段、すなわち価値の尺度であると同時に、それによって商品流通が可能となる手段である。なお、資本としての貨幣の価値は、貨幣量によって決定され、通貨としての貨幣の価値は、商品の総体価格によって決定される。

この説明は、金属通貨の下では貯蓄と投資とは均衡するが、当時の通貨制度の下では、

この資本としての貨幣と通貨としての貨幣が分離され、そのことによって投資と貯蓄との間に不均衡がもたらされるとするジョプリンの想定と結びついている。商品は、消費され、同時に他人に貸し出されることはできない。金属通貨では、事前に所得または利得から貯蓄していない者、または貯蓄した者から通貨を獲得していない者はだれも貸し出すことができないので、この関係は維持されるというわけである。

彼は、この点について次のようによりわかりやすく説明している。「金属通貨では、人は、銀行の貨幣を借りることで、通貨を変動させることはできない。ただ、他人によって消費から節約されていた商品を消費する力を獲得するだけである。しかし、われわれの通貨では事情が異なる。もし、人が、自行の銀行券を発行している銀行から1000ポンド借り入れても、銀行は事前に節約された貨幣を貸し付けたのかどうか知るすべはほとんどない。……もし、1000ポンドの銀行券の価値が事前に預金されたものでないならば、直ちに1000ポンドの資本と通貨を付け加えてしまうことになる。貨幣を借り入れた人に、市場に行って1000ポンドの商品の購買する力が与えられるが、それによって価格が引き上げられ、それまで1000ポンドで流通していた貨幣の価値が低下する。こうして、彼は、その貨幣（その商品を代表していた）を有していた人々（その商品の正当な所有者であった）の商品を奪うことで、商品を獲得するのである。他方、もし、人が1000ポンドを銀行に支払うことによって、通貨がその分だけ縮小するならば、1000ポンドの資本と通貨のいずれもが失われることになる。このように節約され、購入が取り消された貨幣によって代表される商品は市場に投入されて、価格が下落し、購買力は流通に残されていた貨幣の保有者によって獲得されることになる」<sup>4)</sup>

この投資と貯蓄の間の不均衡は、預金による信用創造に媒介されて生じるが、ジョプリンは、紙券流通においてはそれが無制限に行われ、貯蓄と投資の不均衡を通してマクロ経済的な所得循環に不均衡をもたらすと考えていた。

また、ジョプリンは、地方銀行の固定的な利子率も通貨の不安定性の原因の一つに挙げている。当時の深刻な穀物価格の下落とそれをもたらした地方流通の縮小は、地方銀行が自然市場利子率を上回る利子を課していたことによっても生じたというのである。これに関連して、彼は次のように述べている。「個人銀行は、貨幣の前貸を、商業手形の譲渡か即座に貨幣に換えられる証券に基づく貸付に限ることを余儀なくされている。その結果、証券は……大きな変動をしがちである。担保に基づいて貸し付けた貨幣の価値は徐々に変化する……が、商業手形や国債に基づいて貸し付けられた貨幣価値は……極端から極端に変動する。ロンドンでは国債や他の債券が移転可能な場所であるため、地方よりも譲渡可能な証券に対する大きな需要があり、これらの証券に基づいて2～5%で、しかもしばしば2%で貸し付けられる。……にもかかわらず、地方銀行は、同等の証券について5%未満のものを受け取ろうとしない。その結果、法外な条件による資本

の需要は当然に減退し、銀行券が縮小することになった。それによって農業家が破綻したのである。農業家に対する唯一の救済策は、地方流通の再拡大であり、それは金の地方へ現在の流入によって達成されるであろう<sup>5)</sup>。

ジョプリンによれば、こうしたロンドンと地方における利子機能の分離と全国的な通貨システムの機能不全は、貨幣流通の二重性の帰結であった。そして、1825年末の金融恐慌も、こうした欠陥を抱える英国における通貨制度によって引き起こされたと考えられていたのである。

## 2. 1825年金融恐慌とイングランド銀行の役割

1825年の金融恐慌は、英国が経験した最初の本格的な周期的恐慌である。当時、イングランドとウェールズには約800の地方銀行が存在していたが、そのうち、銀行券を発行していたのは約550行であった。多くの銀行の発行額はそれほど多くなかった。リバプールやマンチェスターなどの周辺、すなわちランカシャー地方ではほとんどの地方銀行は銀行券を発行していなかった。これらの地方銀行は、銀行券の代わりにロンドン代理店宛の為替手形を発行していた。この恐慌によって、イングランドでは、70近くの地方銀行が破綻した。ただし、ランカシャーでは被害は比較的軽微であり、スコットランドでは破綻はほとんどなかった<sup>6)</sup>。

1825年12月13日付けの『クーリエ』紙の夕刊記事とそれに続く一連の記事でなされたジョプリンの主張は、イングランド銀行の政策転換、すなわち政府証券に基づく自由な貸出を容認する態度を引き出し、金融恐慌時においてイングランドがとるべき行動について重要な問題を提起した<sup>7)</sup>。これらの記事は、すでに触れたように『通貨問題の分析と歴史』に収められている。また、この経験は、彼の通貨理論の展開にも大きな影響を及ぼしたことは疑いない。

ジョプリンは、1825年の金融恐慌の原因は、投機や過剰取引それ自体よりは、むしろ金準備の枯渇、支払い収支の逆調に起因するイングランド銀行券の貸出・割引の制限から生じた通貨の急激な縮小であると考えていた。また、地方銀行は恐慌とそれをもたらした投機の原因ではなかったとも強調している。地方銀行による株式の購入はそれほど多くはなかったし、労働の雇用に使われた貨幣を除くと、株式や資産の売却や購入は、株式と公債などの間のたんなる財産の移転に他ならず、ロンドン貨幣市場にも影響を与えなかったというのである<sup>8)</sup>。

この金融恐慌では、商業手形の信用が失われたため、地方の貨幣需要は政府証券に基づく貸付に依存せざるをえなかったが、イングランド銀行は当初、それに対して消極的な対応しか示さなかった。これに対し、ジョプリンは、金融危機における貨幣需要は取引的目的のものではなく予防的目的のためであり、余分の銀行券は信頼が回復されると

直ちに回収され、イングランド銀行の安全を脅かすことはないと強調し、次のように述べている。「パニックによる内的需要を満たす場合、金は一時的な目的によるものであり、主要部分は再び戻ってくることは確実である。たとえ金の供給が枯渇して支払い停止があっても弊害はない<sup>9)</sup>」。「貨幣需要は銀行の安定性に対する危惧の結果であり、信用が回復するとすぐに貨幣は銀行に環流するであろう。イングランド銀行券と金は地方に送られても、銀行の信用が再び確立すると、すぐに地方銀行券によって置き換えられ、ロンドンに戻ってくるであろう。したがって、イングランド銀行はパニックによる貨幣需要をいくらかでも満たしたあと、公衆に何の不便もかけずに、流通から銀行券を回収するであろう<sup>10)</sup>」。

また、イングランド銀行券の縮小は、少なくとも短期的には、外国為替、金需要、価格水準などマクロ的な経済に影響を及ぼさないので、これらへの配慮によって金融支援を抑制する必要はないとして次のように主張した。「パニックによって生み出された貨幣需要は、為替や支払い収支を転換させる効果をもたない。為替や支払い収支を転換させるためには、貨幣が製造物に対する需要や消費に支出されねばならない。それによって価格は上昇する。しかし、そのとき、価格は下落し、商業活動が増加する傾向はなかった<sup>11)</sup>」。

ジョプリンは、金融恐慌下におけるイングランド銀行の「最後の貸し手」としての便宜を強調し、「信用を回復する唯一の方法は、銀行に即座の支払いによってすべての需要を満たしうるようにすることである<sup>12)</sup>」と述べている。

また、地方銀行のパニックに対する脆弱性についても触れ、そのことが、公債や手形などの「転換証券」に偏った資産構造を生み出している点を指摘している。すなわち、パニックや取り付けへ備えるために、抵当や私的債務証書などの「非転換証券」ではなく「転換証券」に重点を置いた貸出に依存せざるをえないというのである。このことから、地方銀行には、転換証券が豊富なロンドンよりも多くの信用が必要だということになる<sup>13)</sup>。

### 3. 1826年の通貨法、銀行法をめぐって

当時の政府関係者、とくに首相リバプール卿は、通貨と銀行業に深い関心を寄せていた。1825年の金融恐慌後、直ちにかねてからの考えを実行に移し、銀行制度の安定に向けた通貨改革案を議会に提案した。それは、イングランド銀行による支店制の採用、1, 2ポンド銀行券の廃止、イングランド銀行の株式独占の制限からなっていた。彼らは、経済的な困難をもたらした主要な原因を、地方銀行によって促進された投機に見出し、これらの改革によって、地方に金とイングランド銀行券の流通が普及し、投機と地方銀行の発券に対するチェック機能が働くこと、イングランド銀行と首都への金融的圧力を

地方に拡散できること、早期の感知によって予防的措置がとりやすくなることなどを期待していた。ジョプリンは、『通貨論』の中で、政府によるこれらの改革案に対して詳細な批判を加えている。<sup>14)</sup>

まず、イングランド銀行の支店制の問題を取り上げよう。1826年の銀行法に基づいて、イングランド銀行の支店は1829年までに11店舗が設立された。同行の支店業務を通して、イングランド銀行と地方銀行との結びつきは次第に深まっていくことになる。

しかし、ジョプリンは、イングランド銀行の支店開設によっては、政府の狙いどおりの効果は得られないとして、次のように批判している。支店はその総事業が支配する流通の割合だけを獲得できるのであり、それは非常に小さい割合にならざるをえない。支店は主要な都市にのみ設立され、それらの周辺に業務を限定しているが、そこでは主として手形業務を営んでいる個人銀行制度が定着していた。地方での貸付業務には注意を要したので、支店の業務はロンドン宛商業手形の割引と譲渡に限定されることになり、しかも、手形取引はロンドンを経由するので、最初にロンドンで割り引くのと同じことであった。また、イングランド銀行の預金は無利子であるため、預金業務を通じた流通の拡大は限定的なものとならざるをえなかった。しかも、地方では、従来から5ポンド以上の銀行券の流通量は比較的少なかった。こうしたことから、イングランド銀行が地方に支店を設置することによって、地方で自らの流通を拡大することはむずかしいというのである。<sup>15)</sup>

また、政府は、この1826年の銀行法によって、ロンドンから65マイル以遠に株式銀行の設立を認めた。しかし、それは、イングランド銀行の理事たちによる政府への働きかけによって無限責任制に基づくものとなった。この措置によって、わずかに4行の小規模な銀行が設立されたにすぎない。

ジョプリンは、『銀行論』では、株主の責任を払込資本額に制限する有限責任制に対しては否定的な見解を有していたが、『通貨論』では、無限責任制を「株式会社とくに銀行に適用されるべき健全または有益な法原理かどうかは疑わしい」として、有限責任制を支持する立場に転換した。

ジョプリンは、その理由を次のように説明している。無限責任制の場合、株式による配当よりも無限責任による株主の損失の方が大きいため、人々は株式会社の設立にかかわろうとしない。有限責任制を導入してはじめて、株式銀行の設立が実際に進行するであろう。十分な資本を有する株式銀行であれば、株主の個人的責任による保証は、銀行自身にとっても公衆にとっても不必要となる。また、有限責任制の下で、資本・経営陣・経営状態などの公開が義務づけられることによっても望ましい結果が得られるというのである。<sup>16)</sup>

同年に制定された通貨法では、小額（5ポンド未満）のイングランド銀行券の流通か



らの回収が盛り込まれた。

イングランドでは、小額銀行券の発行は、正貨支払いが回復されるまでの一時的な措置として容認されていたが、支払い再開とともに小額銀行券の発行を中止することが暗黙のうちに了解されていた。1821年の正貨支払い再開の時点では、この措置に2年間の猶予期間が設けられていたが、イングランド銀行は、予定を早めて正貨支払い再開と同時に小額銀行券の発行停止に踏み切った。しかし、同行の1ポンド銀行券は、1825年の金融恐慌の際、金準備、金貨、およびイングランド銀行券が払底したときに、緊急時の対処策として再び発行されることになった。小額銀行券の発行禁止が正式に法によって定められたのは、この1826年の通貨法によってである。その内容は、小額銀行券を1829年4月までに発行を停止するというものであった。小額銀行券は、1826年当時でかなり大量に流通していたが、その後、減少の一途をたどることになる。

政府は、1825年金融恐慌の直前に地方銀行の発行が増大し、そのことが過剰取引と投機、さらにパニックを招いたと推測しており、しかも、それは主として下層階級からなる小額銀行券保有者の根拠なき不安によって増幅されたと考えていた。それゆえ、小額銀行券を流通から回収し、それに代わって信頼できる通貨が流通するならば、この弊害を予防すると同時に、地方銀行から通貨発行量を変動させる力を奪うことになり、さらに、金貨を国内に保有するという点からも望ましいと考えていた。

小額銀行券の回収問題は『通貨論』でも詳細に論じられているが、『通貨問題の分析と歴史』<sup>17)</sup>で簡潔に要約されている。そこでは、政府が挙げている小額銀行券回収の理由を次のように要約して、それぞれに反論を加えている。①地方銀行が投機を促進、鼓舞し、その小額銀行券は「パニックの可燃物」となった。②地方銀行券の発行に歯止めをかけることができる。③貨幣需要の圧力を拡散することで、為替の不利に伴うイングランド銀行と首都への圧力を軽減できる。④圧力を早期に感知し、貴金属の輸出による不便に対応した予防的措置を早くとることができる。

これらに対するジョプリンの反論の要旨は以下のとおりである。①投機は、それに先立つ資本の豊富によってロンドンで発生し、そこから地方へ波及したのである。また、ロンドンでは個人銀行は銀行券をまったく発行していないし、スコットランドでは1ポンド銀行券が発行されているものの、パニックは起きていない。それゆえ、小額銀行券の保有者によってパニックが生み出されることはない。②政府の目的は、地方銀行がパニックの原因であるとの前提に立って、小額銀行券を廃止することで銀行券の金との兌換や為替の状態に地方銀行の注意を向けさせ、それに敏感にさせようというものである。しかし、地方銀行は、ただロンドンにおける資金状態に基づいて貸付や銀行券の発行を行うだけであり、しかも、銀行券をその資金に対する手形の請求という形で翌日に戻ってくるものと想定して発行している。したがって、地方銀行がその流通を予知する

ことはできないし、為替の状態に敏感になることもないであろう。また、たとえ小額銀行券が回収されても、ロンドンの資金に基づいて高額銀行券を発行することになるだろう。したがって、この措置によって発行が調整されることはありえない。③小額銀行券を廃止すると、全流通に対して一定の割合の金が流通することになるかもしれない。しかし、そのこと自体によって通貨流通全体が縮小されることはないし、地方銀行券の発行の増加が抑制されるわけではない。それゆえ、地方の通貨流通が縮小すると、一定の割合の金が地方流通から解放されてロンドンにもたらされ、イングランド銀行への圧力は緩和されるかもしれないが、反対に増加すると、イングランド銀行へ追加的な貨幣需要が引き起こされ、貨幣市場への圧力を強めることになる。④小額銀行券が回収される結果、不作の際に、穀物の輸入への支払いの金の輸出に伴う所得の損失によって資本の圧力を受けやすくなり、それによって地方の経済状態がより悪化するようになる。

『通貨論』では、国内の金保有を増やすことによって以下のような不利益を蒙ることになると指摘している。金の輸入は国内の価格水準を高くし、外国の価格水準を低くすること、金貨は国富の手段としては何の利益もないこと、金貨の方が偽造されやすく、<sup>18)</sup> 摩耗して本来の価値を失うことなどである。一方、銀行券は価値の無欠性を保ち、取り扱いやすいという利点をもっていると述べている。

要するに、小額銀行券の回収は、その目的である通貨や価格水準の変動およびパニックの防止に効果がないだけでなく、安価で便利な流通手段を高価で不便な流通手段に置き換えてしまうだけである、というのである。

#### 4. 通貨原理の確立

ジョプリンは、すでに『政治経済学体系』で示していた金属通貨変動原理に基づく紙券通貨の計画を、『通貨論の例証』『通貨論』『通貨問題の分析と歴史』の3つの著作においても繰り返し主張している。それは、政府による裁量的介入のない自己調整的な通貨制度を意図したものであり、それを採用することによって次のような通貨の状態が実現できると考えていた。すなわち、通貨流通量は、外国貿易に伴う金の国内への流出入量とのみ連動して変動し、通貨量の変動や価格尺度の変化は国内的原因によって影響を受けないこと、銀行は意のままにその発行量を変えることができず、すべての金融組織は全体的機構の要素でしかなくなるなどである。このことによって、地方銀行の発行量の変動、国内の諸地域におけるさまざまな時期の相対的な通貨流通の食い違い、あるいはイングランド銀行券と地方銀行券の相異なる方向への変動が是正され、所得循環の流れは均衡し、価格は安定するというわけである。そして、「通貨が強固な基礎の上に置かれて正しい原理に基づいて発行され、公衆にとって貨幣が金のような価値をもつとき、おそらく金は流通から取り去られるであろう」<sup>19)</sup>。

『通貨論の例証』と『通貨問題の分析と歴史』では、『政治経済学体系』で提起された通貨管理計画とほぼ同じものが掲載されている。<sup>20)</sup>『通貨問題の分析と歴史』では、自らの通貨計画案とリカードの国立銀行計画案との比較をしており、通貨量を変更する権限を通貨管理機構の理事に与えているリカードの案に対して、自らの案の長所を、理事の権限を制限し、その機構を自己調整的なシステムにしている点に見出している。<sup>21)</sup>

この金属通貨変動原理は通貨学派の通貨原理の理論的基礎となるが、ジョプリン自身は通貨学派と一線を画して、その主張に厳しい批判を投げかけることになる。その際の主な根拠となったのは、金融恐慌時における貨幣需要の発生の可能性、部分的準備制度の下での金交換停止の必然性、および中央銀行の「最後の貸し手」としての役割の重要性であった。ジョプリンは、自動調整的な通貨供給を理想とした金属通貨変動原理を主張しながらも、他方では通貨管理と金融当局の裁量の余地を事実上認めることになる。その伏線は、1825年の金融恐慌から得た経験にあり、理論的には、その経験から深められたマクロ経済学的な視点に基づく貨幣需要や通貨流通に対する複眼的な認識に求めることができよう。

#### 注

- 1) Joplin, T., *An Essay on the General Principles and Present Practice of Banking, in England and Scotland; with Observations upon the Justice and Policy of an Immediate Alternation of the Charter of the Bank of England, and the Measures to be pursued to effect it*, 1822.
- 2) Joplin, T., *Outlines of a System of Political Economy: written with a View to prove to Government and Country that the Cause of the Present Agricultural Distress is Entirely Artificial and to suggest a Plan for the Management of the Currency. Together with the Fourth Edition of an Essay on the Principles of Banking*, 1823.
- 3) *An Illustration of Mr. Joplin's Views on Currency*, pp. 26-8.
- 4) *Ibid.*, pp. 27-8.
- 5) *Ibid.*, pp. 22-3.
- 6) Clapham, J., *The Bank of England. A History, 2 vols.*, Cambridge: Cambridge University Press, 1944, pp. 89-91, 英国金融史研究会訳『イングランド銀行II』ダイヤモンド社、1970年、97-9ページを参照のこと。
- 7) クラパムの『イングランド銀行』には次のような記述がある。「イングランド銀行の自由割引に対する功績はジョプリンによって主張された。彼は12月14日の『モーニング・クロニクル』に論文を寄せている」。Ibid., p. 100, 邦訳、108ページ(注)。また、ジョプリン自身によるこれらの記事が果たした役割についての記述は *Views on the Currency*, pp. 175-7にある。
- 8) *Ibid.*, pp. 179-80.
- 9) *Ibid.*, p. 177.
- 10) *Ibid.*, p. 176.
- 11) *Ibid.*, pp. 175-6.
- 12) *Ibid.*, p. 176.

- 13) Ibid., p. 188.
- 14) Ibid., pp. 194-245.
- 15) Ibid., pp. 195-201を参照のこと。
- 16) Ibid., pp. 201-16を参照のこと。なお、ジョプリンは、鉄道建設、架橋、運河、採鉱など特定の事業は無限責任制でもよいと述べている。Ibid., p. 204. この箇所では、エジンバラの5株式銀行（うち3行は勅許銀行である）の払込資本と信用状態について（Ibid., p. 205）、およびエジンバラの銀行の資本金とパートナーの責任についても考察されている（Ibid., pp. 294-6の注）。また、『通貨問題の分析と歴史』でも有限責任制の問題が扱われている。
- 17) *An Analysis and History of the Currency Question*, pp. 274-9.
- 18) *Views on the Currency*, pp. 216-45. このほか、金貨は、摩耗費用が小額銀行券よりもかさみ、維持費用が高価であること、小額銀行券の間隙を埋めるための海外からの金輸入は、通商相手国の価格水準を引き下げ、穀物法によって穀物の価格水準を高め維持しようとする政策と対立すること、価格水準が下落することによって農業不況を招くこと、通貨拡大が必要なきに、通貨の縮小によって新たなパニックや金の支払い停止を招くことなどが挙げられている。
- 19) Ibid., p. 240.
- 20) 『通貨論の例証』と『通貨問題の分析と歴史』で提示されている具体的な改革案の骨子は『政治経済学体系』で示されたものとほぼ同じであるが、わずかな点で異同がある。通貨管理機関が発行する受領書・銀行券が「地金受領書」になっている点と、通貨管理機関宛の「地金手形」が発行され、地方銀行は通貨管理機関の「地金受領書」とともにそれを割り引くことができるとされている点が異なっている。*An Illustration of Mr. Joplin's Views on Currency*, pp. 16-7および*An Analysis and History of the Currency Question*, pp. 152-6.
- 21) Ibid., pp. 179-80. オブライエンは、リカードの著作『国立銀行計画』に金属通貨変動原理を見出そうとするホースフィールドなどの試みからは、支払収支の赤字と為替の定価のときは貨幣供給は過剰であるとする「過剰」についてのリカードによる定義からの推論にすぎず、この原理を見出したのはジョプリンの功績であると述べている。O'Brien, D. P., *Thomas Joplin and Classical Macroeconomics: a Reappraisal of Classical Monetary Thought*, 1993.